

県第百四十一号議案

公立大学法人県立広島大学に承継
させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十六条第一項の規定により、次
のとおり公立大学法人県立広島大学に承継させる権利を定めることについて、地方独立行
政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第九条の規定により、県議会の議決を
求める。

平成十八年十二月六日提出

広島県知事 藤 田 雄 山

承継させる権利に係る財産の表示

所 在	種別	地目	面 積	価 額
広島市南区宇品東 一丁目七一〇番二	土地	学校用地	二二、五〇三・〇〇 平方メートル	四、〇一〇、〇〇〇、 〇〇〇円
広島市南区楠那町 二〇四番一	〃	〃	一三、八七二・〇〇 平方メートル	一、一七〇、〇〇〇、 〇〇〇円
三原市学園町一番 一	〃	〃	四五、五五六・〇〇 平方メートル	八六七、〇〇〇、 〇〇〇円
三原市新倉町二八 六番二	〃	雑種地	八三九・〇〇平方メ ートル	一四七、〇〇〇、 〇〇〇円
三原市新倉町二八 六番四	〃	〃	二二二・〇〇平方メ ートル	
三原市新倉町二九 七番三	〃	〃	三八〇・〇〇平方メ ートル	
三原市新倉町二二 四番四	〃	〃	一三九・〇〇平方メ ートル	
三原市新倉町一番 二	〃	〃	一五・〇〇平方メー トル	
三原市宮浦六丁目 二五二五番二	〃	〃	一、〇〇三・〇〇平 方メートル	